

6 子育て支援に関する行政サービスの充実

(施策の具体例)

- 1) 子育て専門相談員の配置
- 2) 福祉事務所、保健センター、教育委員会等に分散している子ども関連窓口の統一
- 3) 子育て相談や子育て情報提供サービス（子育てバリアフリー情報など）の充実
 - ・ 子育て支援コーディネーター
 - ・ 24時間対応の子育て相談ホットライン
- 4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備
- 5) 行政担当者が地域の子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を行う場の設置
- 6) 行政の窓口や施設に従事する職員、民生児童委員等による子育てに関する理解の促進（研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流）

- 子育て支援に関する情報収集や照会等を行う地域住民の利便性を高めるため、関連窓口の統一や行政における子育てに関する理解の促進など、子育て支援に関する行政サービスを充実させることが重要である。

1) 子育て専門相談員の配置

子育て中の親が抱える悩みや不安は様々であり、これらにきめ細かく適切に対応できるような相談体制の整備が重要である。このため、地域子育て支援センター等において、子育てについて専門的知見を有する相談員（保育士や保健師など）を配置することが望まれる。

【取組例】家庭教育アドバイザー（臨床心理士）による相談（富山県婦負郡婦中町）

婦中町は、近年、若い世代の人口流入が増えており、それに伴う子育て支援への住民ニーズは高まっています。そこで、平成12年度から子育て支援ネットワークの充実事業に取り組んでいます。この事業は町の生涯学習課が主管しておりますが、町長部局の町民課（保育担当）や保健生活課（保健センター、児童館担当）学校教育課などと連携を図りながら様々な事業を展開してきているところです。

その中で、子育て中の両親や家族に対し、より身近な話し相手、相談者として子育てサポーター（12年度10名、13年度7名、14年度10名）を委嘱しました。毎週水曜日の子育てサロン「おひさまの部屋」での相談や、町内の小学校・保育園・幼稚園などで開催される子育て交流・相談会における相談を行ってきました。活動の中で、専門的な内容や、心の面でのケアなど、サポーターでは対応しきれない相談には、専門の相談機関を紹介するという立場で活動してきましたが、サポーターからの要求もあり、14年度からは子育てサポーターの相談役として、また、子育て中の両親、家族からの専門的な相談に携わるために臨床心理士1名を家庭教育アドバイザーとして委嘱しました。月1回開催される子育てサポーター連絡会では、サポーターの研修やサポーターからの相談を担当しています。また、町内の保育園などからの要請があれば、保育士との懇談や保護者との面談にも随時対応しています。サポーターや保育士からは、「カウンセリングの技法や心理状態による言

動などより専門的な知識や、ケースに応じた対応などを学ぶことができよかった。」「子育てサロンで質問されたり、迷ったりしたことを相談できるので安心だ。」など好評です。子育て中の両親や家族からの相談は様々です。多様なニーズに対応できるように、保健センターでの保健師による相談や保育園での保育士による相談、先輩お母さんとしての子育てサポーターによる相談、そして臨床心理士による相談などの機会の充実に加え、担当者同士の連携を密にすることで、今後さらにネットワークを充実させていきたいと考えます。

【取組例】子育て支援推進員（京都府亀岡市）

亀岡市では、核家族化や少子化の進行に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所における乳幼児などの保育に関する相談に応じて助言や必要な情報提供などの子育て支援を全ての子育て家庭に対し積極的に行うため、平成14年度から「子育て支援推進員」を亀岡市立保育所（8保育所）に配置しました。

本市における子育て支援の体制については、「いきいき かめおかっこ 未来プラン（亀岡市児童育成計画）」に基づき設置した「亀岡市子育て支援センター（かめおかっこひろば）」を子育て支援の中核機能として保育所等と連携した子育て支援センター機能の地域配置を進め、子育て経験者等による身近な生活圏での気軽な相談から、カウンセリング・ニーズを受け止めたり複雑な問題に対処したりできる専門相談まで、総合的なメンタルサポートを図っていきます。

この「子育て支援推進員」の配置により、保育所を中心とする周辺地域での子育て支援推進拠点として位置づけるとともに、地域分散型のメンタルサポート体制を確立し、身近かな支援体制を構築します。

2) 福祉事務所、保健センター、教育委員会等に分散している子ども関連窓口の統一

子育て支援に関する施策や行政サービスは、保健、福祉、教育等の各分野において実施されているが、これらに関する情報を一元的に把握・管理し、サービス利用者である住民の照会等に的確に対応できるような子ども関連の総合相談窓口を設けることが必要である。

【取組例】「子ども家庭部」で子育て支援（東京都武蔵野市）

武蔵野市は2002年4月、機構改革を実施して12部を8部に統合再編しました。児童女性部も「子ども家庭部」と名称変更し、保育をはじめとする福祉部門と青少年健全育成部門を一本化しました。

「子どもたちが家庭を基盤として地域社会と関わり合いながら健全に発育・成長できるよう支援体制を強化する」という考え方で、庁内に組織横断的な「子ども施策推進本部」を設置し、総合的・一元的に施策を展開しています。

同市はリバースモーゲージ（逆抵当ローン）など先進的な高齢者福祉に実績はありますが、合計特殊出生率が0・84（2001年）に落ち込んだことから、総合的な子育て支援の充実に本腰を入れて取り組み始めました。土屋正忠市長は議会答弁で、「子育ては虐待など家庭の問題を避けて通れません。従来は家庭に行政が入るべきではないという考え方でしたが、厚生労働省には雇用均等・児童家庭局がありますし、これからは虐待問題を含めて家庭にスポットを当てざるを得ないので、きちんと組織をつくり、できることはやって行きたい」と答弁しています。

具体的な取組は、「子ども家庭部において、児童福祉施策と青少年健全育成施策を総合的に展開して、家庭そのものに対する支援を強化しています。例えば自然体験など親子が触れ合う場を数多く提供し、お父さんの役割と家庭の大切さを認識してもらう。虐待防止策としては、虐待する前の段階でサポートできるよう体制を充実していきます」（檜山啓示子ども家庭部長）

とくに自然体験を重視し、2002年度は「親子棚田体験」として、友好都市の新潟県小国町で一年を通じ、田植え、草取り、稲刈りを親子で体験し、収穫した有機米を配送しました。わくわく親子園は、保育所や幼稚園に通っていない子どもと親を年2回幼稚園に招き、集団遊びや親同士の交流を行っています。さらに、子育てのイメージアップを図るため、「子育ては楽しキャンペーン」を展開中です。

3) 子育て相談や子育て情報提供サービス（子育てバリアフリー情報など）の充実

現在、各市町村単位でさまざまな子育て支援サービスが展開されているが、その多様さのあまり利用者にとっては、サービスを利用する場合、どこに相談したらよいか、その具体的なサービス内容はどのようなものかなどを把握する手段が多岐にわたっているため、的確な情報が得られにくい状況になっている。

このため、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センターやNPO等への委託により配置して、サービスの効率化や利用者の利便性の向上を図る必要がある。

また、育児や家庭教育に悩みや不安を持つ親が、一日の家事や仕事を終えた夜や、夜間、精神的に不安定になるようなケースにも、電話等によりいつでも気軽に相談し、必要な助言が得られるよう、24時間対応の子育て相談ホットラインを整備することが重要である。その際、様々な相談等に応じられるよう、児童相談所、医療機関、保健所・保健センター、教育相談所、警察等の地域にある専門機関等との連絡協議の場を設けるなど、連携を密にしておくことが望まれる。

【取組例】子育て相談ホットライン(24時間) (兵庫県伊丹市)

伊丹市では、子育てに不安や悩みをもつ親への支援として、平成14年6月1日より、役所が閉まっている休日や夜間も含め、24時間・年中無休の電話による「子育て相談ホットライン」事業を社会福祉法人 有岡協会 伊丹乳児院に委託しました。

これは、近年、少子化、核家族化、近隣との関わり希薄化などにより、子育てに悩みや不安をもつ親が増えてきていることや、児童虐待が大きな社会問題となっていることから、時間帯を特定せずいつでも気軽に相談できる子育て相談を開設し、問題を早期に解決することを目的としています。

平成14年12月までの相談件数は164件で、相談内容は、身体症状、発育・発達、しつけ、夫からの暴力(DV)、養育困難、いじめ、虐待、近隣関係等等、多岐にわたる相談があります。

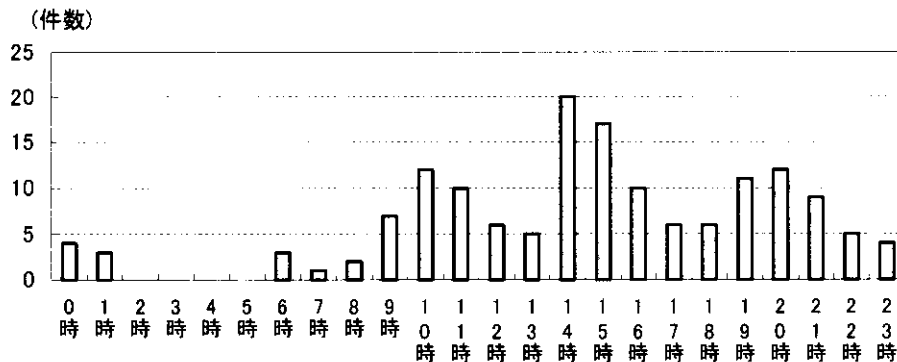
また、相談時間は、役所が閉まっている夜間を含め、深夜2時から5時以外は全ての時間で相談があります。

相談への対応は、保育士、看護師などのスタッフが毎日、24時間、院内3か所に設置された電話で対応、「夜泣きをして困っている」「ミルクを飲まない」「子どもがかわいくない」等等の相談に応じています。

緊急時の対応にも県子どもセンターや警察署などとも連携し、問題の早期解決を図る体制を組んでいます。

この事業が悩みや不安をもつ親への大きな支えとなり、児童虐待の防止、そして、子どもの健やかな成長につながっていけば良いと思っています。

相談時刻別相談件数



【取組例】みたか子育てねっと (東京都三鷹市)

三鷹市では、地域に存在する子育ての情報をトータルに提供し、地域全体で子育てする力を向上させることを目的として、インターネット上の子育て支援ネットワーク、ホームページ「みたか子育てネット」を立ち上げました。運営にあたっては、市民(NPO法人)、行政、民間が協力して運営しており、運営手法にも特色があります。

「みたか子育てネット」は、平成13年、三鷹市では市の施設やサービスだけでなく、地域の施設、情報、人材と連携することにより、地域全体の子育て力を向上させようと考え、「地域全体による子育て支援ネットワークの構築及び実証・評価実験プロジェクト」を立ち上げました。この取組は経済産業省が平成13年4月に公募した「介護・子育て分野における革新的なサービスを提供するIT活用事業」として採択され、事業主体である財団法人ニューメディア開発協会の全面的な支援を得て開発しました。14年4月

～10月のアクセス件数は、25,801件です。

「みたか子育てネット」の内容は、以下のとおりです。

- ・子育て行政情報ナビ：一元的な情報提供、ナビゲーションによる個々の住民への対応、申請書類の一元的な機能として一次窓口として活用できます。保育園、幼稚園の情報提供、入園手続きは住民ニーズの高いサービスです。
- ・子育てコンビニ：子育ての基礎知識、健康、レシピ、遊び情報などのコンテンツプレート、母親に欠かせない子育て情報の交流の場となる電子掲示板、仲間や自主グループの活動を支援するコミュニティー活動支援ツールなどを用意し、地域の子育て活動を応援します。
- ・ネット相談システム：メール、携帯等により、相談の窓口を広げたサービスが可能となります。相談カルテにより、担当者、専門家への振り分け、進捗管理が一元的に行え、相談履歴により、問題の早期発見となるナレッジデータベースを構築できます。
- ・ファミリーサポート支援システム：ファミリーサポート事業では、従来の保育事業では対応が難しい保育園や幼稚園の送迎、一時保育など多様なサービスを、会員登録した市民（援助会員）によって、各地域で提供しています。登録・マッチング・報告書作成などの一元的な機能があり、いつでもどこからでも利用できるようなシステムとなっています。

【取組例】子育て相談（岡山県浅口郡鴨方町）

鴨方町では、少子化・核家族化などにより、子育てにおける不安や悩みを気軽に聞いたり、あるいは、日ごろの生活の様子を情報交換する場がないと感じている母親に対し、平成13年度より「子育て相談」を開始しました。

今までにも、3～4カ月児・9～10カ月児とその保護者を対象に育児相談を実施していましたが、それ以外にも年間を通じて、発育や発達を確認したり、その他個々人の不安や悩みに応じた子育て相談を受けたり、母親どうしの情報交換の場を提供することで、育児技術の向上を図るとともに、児の心身の発育・発達を促すことを目的としています。

スタッフは保健師2名です（平成15年度より、愛育委員2名、主任児童民生委員2名がスタッフとして加わります）。

実施日は、各月の第1月曜日、休日の場合は休日明けの初日です。開催時間は13時00分～15時00分です。

平成14年度の来所児実人数は39人、延人数は114人です。

また、来所児月齢・年齢の内訳は、1歳未満81人、1歳以上2歳未満22人、2歳以上11人でした。

主な来所者の目的は、身体計測、健康・栄養に関する相談、しつけの相談、発達の相談、情報交換などです。

この事業をすることにより、悩みや不安をもつ親への支えとなり、子どもの健やかな成長につながっていけば良いと考えています

【取組例】子育て支援ガイドブック「さんぽ」の作成（徳島県徳島市）

徳島市では、少子化が進む中、将来にわたり活力ある社会を築いていくために、地域社会と行政が一体となって「安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てる」ことを緊急課題としております。その取り組みの出発点として、当市では平成13年6月に子育て支援都市宣言を行ないました。宣言後に小学校低学年までの子どもの保護者を対象に、子育て環境に関するアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果、子育てに関する情報が子育て中の親などに十分伝わっていないところが見受けられました。そこで、さまざまな情報を分かりやすく提供するために、各種制度や施設の利用案内などを網羅した子育て支援ガイドブック「さんぽ」を作成しました。

この冊子の編集にあたっては、NPO法人「子育て支援ネットワークとくしま」の会員の方の協力をいただき、子育て中の保護者の目線に立って、子育てに役立つ多くの情報をわかりやすく掲載することができました。平成14年度に3000部発行しましたが、好評を得ており、今年度さらに1万部増刷いたしました。

また、当市には多くの外国人が在住しており、特に英語、中国語を使用する割合が多いため、これらの2カ国語に翻訳した外国語版子育て支援ガイドブックを作成することとし、今年度中の発行を予定しています。

4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備

最近、都市部においては、子育て支援ニーズが高い上に、虐待など複雑な問題を抱えたケースも多くなってきていることから、それらに対応する相談事業、ひろば事業、講座、講演会、子育てサークル支援や子育て情報の提供などを行う地域の子育て支援の中核となるセンターを整備し、地域全体として子育て支援体制の一層の強化を図る必要がある。

【取組例】児童相談だけでなく子育て支援機能も有する施設の整備（東京都三鷹市）

三鷹市では、平成14年4月、市の子育て支援施設の拠点として三鷹駅前中央通りタウンプラザが完成しました。タウンプラザは、市の複合施設で2階に市立三鷹駅前保育園、3階に子ども家庭支援センターのびのびひろば、一時保育室、トワイライトステイ室、親子ひろば、ファミリーサポートセンターを設置しています。

子ども家庭支援センターのびのびひろばは、子どもと家庭を取り巻く厳しい子育て環境に対応するため、2か所目の子ども家庭支援センターとして設置しました。支援センターでは、①子どもと家庭に関する相談事業を中心に、②親子の交流・遊びの指導などのひろば事業、③一時保育やショートステイなどのサービス事業の提供・調整、④地域子育てグループの支援などを行っています。

特に、相談事業では、0歳から18歳未満の子育てに関するあらゆる相談に応じています。精神科医、弁護士、臨床心理士など専門職のスーパーバイザーや児童相談所など関係機関と連携して、身近な子育て不安から虐待、ひきこもりなど深刻なケースに至るまで、問題解決のための具体的な援助を行っています。

一時保育事業では、3ヵ月から小学校就学前の児童を、市民という要件だけで理由を問わず預かるサービスで、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支

援を目的としています。1月1日から3日を除き、毎日午前8時～午後10時まで1時間単位で預かっています。

トワイライトステイ事業は、一時保育の小学生版です。

また、ファミリーサポートセンターは支援センターと同じ事務室で、子育ての援助を受けたい人と援助できる人の相互援助活動の紹介・調整も行っています。

施設全体としては、同居のメリットを生かして子どもや親が必要としているサービスや助言を総合的に提供できる体制となっています。

なお、駅前保育園・一時保育事業・トワイライトステイ事業・親子ひろば事業の運営は一体として社会福祉法人に委託しています。

【取組例】子育て支援センターの整備（新潟県新津市）

子育てを社会全体で支援するための、地域における子育て支援のネットワークの整備という観点より、「新津市第3次総合開発計画後期基本計画」の中で子育て支援の充実を謳い、旧厚生省の少子化対策臨時特例交付金を活用して、利用頻度の低下した公民館の一部を改装し子育て支援センターとして平成14年4月より事業を開始しています。

実施主体については、公設のように制度から発想するのではなく、ニーズから発想し事業に取り組んでいくことが重要であると考え、以前より新津市と協働で事業を行い実績のある「子育て支援団体」に働きかけ、団体がNPO法人格を取得することにより、条例に基づき設置して事業の委託を行っています。

事業開始当初は、それまで市で開放していた施設が無料であったため、利用料を支払い利用者という自覚を持ってもらうために、利用料を徴収するということに不満や疑問の声がありましたが、実際に利用しサービスを受ける中で、利用者に対して「未就園の児童」という制限をしているにも関わらず、毎月の利用者（保護者と子ども）数は順調に伸びていき、現在では毎月平均1,000人の方が利用しています。

支援センターの開館は月曜から土曜日の午前9時から午後4時までで、あそびの広場（交流）利用料は午前、午後それぞれ200円、一時保育は原則前日までの予約が必要で1時間500円となっており、そのほかに育児相談（個別、電話、FAX、Eメール）や、育児サークルリーダー養成等（リーダー研修 年2回、保育サポーターミーティング 隔月、フォローアップ研修 年2回）の育児サークル支援、子育て環境向上のための多様なセミナー（5コース、合計72回）等多角的な事業展開を行っています。

また、ホームページや、法人格取得以前より発行していた季刊誌（スポンサーを募っての発行）、コミュニティーFM（育児情報番組）によっても子育て支援の情報を発信しています。

運営には職員4人、臨時職員1人、常勤パート職員2人、非常勤パート職員3人、一時保育を担当するサポーター（21世紀職業財団及び新津市の研修を受けた者で登録者の中から依頼）約30人が携わっています。一時保育のサポーターはファミリー・サポート・センター事業までは至っていませんが、支援センターでコーディネートを行っています。

支援センターを利用することにより、最近関心が高まってきている、「親と子の心の健康」を健全に保ち、育児に対する不安を軽減し、育児不安・ストレスが誘引する児童虐待を予防していくことも重要ですが、支援センターにも来ることすらできないで育児不安を抱えている保護者を今後どうケアしていけるのかということが今後の課題であると考えています。

5) 行政担当者が地域の子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を行う場の設置

子育て支援に関する施策や行政サービスは、地域の実情や住民の多様なニーズに的確に対応したものでなければならない。

そのためには、行政側の担当者が地域で子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を日頃から密接に行っておくことが有効である。例えば、こうした情報交換等を行うための会議等を設置し、定期的に開催することが考えられる。

【取組例】子育て支援関係者会議（滋賀県大津市）

大津市では、地域に根ざした子育て支援を推進するための取組について情報交換し、互いに連携を図りながら事業の充実を図るための会議を開催しています。平成5年度から子育て支援事業の関係課の職員が、「子育て支援にかかる合同会議」を年4回開催しています。生涯学習課、学校教育課、健康管理課、児童家庭課の約10名の職員が参加し、司会、記録は輪番制で行っています。

具体的には、

- | | |
|----------|---|
| ① 生涯学習課 | ・ 児童館子育て講座
・ 子育て支援ボランティア養成講座 |
| ② 学校教育課 | ・ 幼稚園子育て支援事業 |
| ③ 健康管理課 | ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ健康教育
・ 母子健康教育 |
| ④ 児童家庭課 | ・ 児童虐待防止ネットワーク協議会
・ 地域子育て支援センター |
| ⑤ ③④共同事業 | ・ 健診後フォロー教室
・ 双子の子育て交流会
・ 地域づくり教室 |

などの各課の具体的な取組内容について情報交換しています。また、子育てに関する相談や支援の方法についても議論し、各課の役割の整理に努めています。

また、「地域ブロック子育て支援関係者会議」を1地域で年4回程度開催しています。他の地域ブロックでも実施出来るよう、先に述べた合同会議で準備や調整を進めています。

これらの会議を通して、意志の疎通を図り、共通の視点で子育ての問題を捉えながら、行政の役割や、協力体制についての方向性を確かめられたことが、成果であると認識しています。

さらに13・14年度の課題として各課取組の情報交換の他に、共通課題の確認および共同で取り組むことをテーマに、地域ごとのネットワークづくりを進めるために子育て支援関係者の交流を深めることと子育て自主サークルへの支援について検討しています。また、ボランティア養成や活用について協議をしているところです。

これらの会議が、単なる情報交換の場に終わらないように、予算要求や今後の政策につなげていきたいと考えているところです。

6) 行政の窓口や施設に従事する職員、民生児童委員等による子育てに関する理解の促進（研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流）

5)と同様の観点から、行政窓口や関連施設の職員や民生児童委員等が、研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流を通じて、子育てに関する理解を深めるよ

うにすることも必要である。

【取組例】本庁所属保育士が市内保育関連施設を訪問し、施設長との関係づくり

(長崎県佐世保市)

佐世保市では、平成13年度に公立保育所の見直しを行い、本庁に保育士を2名配属するとともに、7か所あった公立保育所のうち4か所を民間委託(公設民営)し、残る3か所は保育所機能と子育て支援の機能をもたせた子育てセンターとして発足させました。行政の中に保育士が入ることにより、より子育てに踏み込んだ、行政としての役割を果たすのが配属のねらいでした。

施設訪問の目的は、佐世保市の子どもたちの育ちがより良いものとなるよう、乳幼児に関する専門機関として連携を図るための情報交換を含めた施設長との関係づくりです。

就学前の子どもたちが通う、公私立幼稚園、公私立保育所、認可外施設、事業所内保育所、へき地保育所などを対象に、102か所の訪問を行いました。訪問のスタッフは行政に入った保育士1名と、子育て支援担当保育士1名の計2名でした。

訪問をするにあたり、訪問についての依頼文を各施設に送付後、各施設長の会合があるときに出向き挨拶を行い、依頼の内容について理解をしていただいたあと、日程を電話で調整し、訪問を行うという手順をとりました。

取組の成果として、園からの相談(子どものこと、保育内容、全般的な問合せ)が増えたり、施設を理解したうえで行政が事業を展開できるようになり、このことは現在行っている、各施設への出前形式の講演会を開催することにつながる等、幅が広がりました。また、各施設を訪問することで、施設長以外の職員との信頼関係が築けつつあります。

7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービス等の実現

(施策の具体例)

- 1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進
 - ・延長保育、休日保育
- 2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備
 - ・特定保育、病後児保育、一時保育など
- 3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備
- 4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備
- 5) 保育所等における障害者の受入れの推進
- 6) 保育所のサービス評価の実施
 - ・第三者評価
 - ・保育等サービス相談員の設置
- 7) 保育所の効率的な運営の推進

- 就労形態の多様化やパート労働者の増加などに伴い、延長保育や休日保育などの多様な保育需要に応えるとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて誰もが必要な時に安心して利用できるようにするための柔軟な保育サービスの提供が必要となっている。

また、保育サービスの質の向上や運営の効率化を図ることも重要である。

1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進

保育所の通常の開所時間以外の保育需要が増大していることから、延長保育、休日保育の拡大を図る必要がある。

【取組例】「足助町子育てサポートファミリークラブ」(愛知県足助町)

緊急一時的な託児需用を鑑み、子育て経験者から成るサポーターが、親に代わってその需要に対応するもので、突発的な事由について、親は託児に困ることなく安心して任せられる環境の整備を図っています。

従来、地縁や血縁で対応してきた急な残業や用事の際の緊急一時的な託児は、核家族化等家庭内環境の変化により対応が難しくなっています。そこで育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者をファミリー(家族)と位置付け、組織化することにより育児に関する相互援助を図っています。

予算措置はありませんが、相互間でお礼としての金銭授受があり、金額については以下のとおりとなっています。

月～金	午前7時～午後7時	700円(1時間)
	上記時間帯以外	800円(1時間)

土日祝（時間帯関係なし）

800円（1時間）

平成12年度より発足し、現在会員数は95人（内訳はサポーター46人、ファミリー49人）にのぼっています。平成14年度の利用実績は125件あり、最も多いケースとして保育園や幼稚園の送迎依頼があげられます。

課題として、現在のサポート体制は民間のボランティアが受け皿となっており、早朝保育や延長保育、病時保育や夏期における学童保育の増加に対し、現状の体制では需要量が供給可能量を上回ることが安易に推測されます。ゆえに、保育ニーズの多様化に応えるべく、保育園における早朝延長保育の拡大や、病後時保育の実施など、総合的に早期展開していくことが必要と考えています。

2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備

親の就労形態の多様化（パートタイム労働者の増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するためには、週に2、3日程度、又は午前か午後のみなどの必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供することが必要である。

厚生労働省においては、3歳未満児を対象に、このような柔軟な保育サービス（特定保育事業）を平成15年度から実施することとしており、各市町村におけるその積極的な実施が望まれる。

また、保育ママ（保育者の居宅で少人数の保育を行う家庭的保育事業）についても、週3、4日、又は概ね6時間といった利用ニーズに対応したサービス提供が平成15年度より可能となり、その推進が求められる。

また、保育所に通っている児童が病気回復期であり、その保護者が就労している場合について、当該児童を一時的に預かる「病後児保育」等のサービスについては、子育てと仕事の両立を支援する観点から推進されるべきである。

一方、今後の子育て支援の実施に当たっては、専業主婦家庭も含む全ての子育て家庭を対象とすることが重要である。こうした観点から、急病などの緊急時だけでなく、育児疲れの解消を図るために、一時的に子どもを預けたい、というニーズに対応するため、一時保育事業として、保育所など身近な場の一時的な利用を促進することが必要である。

【取組例】病後時保育事業（東京都中央区）

中央区では、平成14年4月1日から「病後時保育事業」を実施しています。病気回復期であることで保育所へ通えず、自宅での育児を余儀なくされる場合や、保護者が家庭で看護できない場合などに子どもを一時的に預かります。核家族化の進行や保護者の就労環境が厳しさを増していること、地域社会においてコミュニティが希薄化してきていることなどから、子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

運営は中央区内の小児科医院に委託し、専用の保育室を確保し実施しています。

朝、子どもを預ける際には医師が診察を行い、子どもの状況を確認した上でお預かりします。

委託先医療機関 「小坂こども元気!!クリニック」（院長 小坂和輝）

月島3-30-3 ベルウッドビル2~4階

利用定員 6人

利用期間	原則7日間
保育料	1日2,000円(所得により減免措置があります。)
保育時間	月～金 午前9時～午後5時30分

事業開始時には利用定員を4人で発足しましたが、病気が流行する時期には利用希望者が多くキャンセル待ちが発生していたため、平成15年度から定員を6人に拡大しました。

【取組例】一時保育事業、病後児保育事業(東京都三鷹市)

(1) 一時保育事業

一時保育事業は、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支援を目的としています。休養、通院、兄弟姉妹の学校行事、美容院、習い事、短時間就労、求職活動など利用理由は多岐にわたっています。平成14年4月事業開始。

対象：3ヵ月から小学校就学前の児童(市民)

要件：なし(理由を問わない)

内容：日中・夜間の保育

保育期間：1月1日から3日を除く午前8時～午後10時までの間で1時間単位

定員：1時間あたり15人

利用料：平日午前8時～午後7時まで600円、7時以降及び土・日・祝日750円

運営：社会福祉法人に委託

利用実績：2,845人(4月～12月)

(2) 病後児保育

病後児保育事業は、子どもが病気回復期にあるが、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないときに預かる事業です。平成14年4月事業開始。

対象：生後4ヵ月～小学校就学前の児童(市民)

要件：子どもが病気回復期にあるか、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと

内容：日中の保育

保育期間：月～金 7日以内の午前7時30分～午後5時30分まで
(自主事業で7時までの延長保育実施)

定員：4人

利用料：1日4,000円、半日2,000円

運営：医療社団法人に委託

利用実績：271人(4月～12月)

両事業とも、保護者に安心を提供する事業として定着しつつあります。